

## 2.3 環境関連法規の改定や学内規定等の紹介

京都大学環境科学センター 平井 康宏、中村 智恵

本学と関係の深い環境関連法規の改正を紹介します。

### 2.3.1 電子マニフェストの一部義務化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」）の一部を改正する法律が 2017 年 6 月 16 日に公布、関係政省令等が整備され、2018 年 4 月 1 日より順次施行されています。主な改正内容は、1) 電子マニフェスト使用の一部義務化、2) 有害使用済み機器（冷蔵庫等）保管等届出制度、3) 親子会社認定による特例、であり、本学においては特に 1) が関係します。電子マニフェスト一部義務化は、2020 年 4 月 1 日より施行されます。

電子マニフェスト使用義務の対象となるのは、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の発生量が 50 トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の処理を委託する場合です。使用義務の対象となる事業場であっても、普通産廃や PCB 廃棄物の処理を委託する際は、紙マニフェストを使用してもよいとされています。

京都大学においては、2017 年度の特別管理産業廃棄物の排出量は、病院事業場で約 100 トン、吉田（病院以外）及び桂を合わせた事業場で約 100 トンでした。いずれも 2018 年度の発生量が 50 トン以上となる見込みであり、これら事業場においては、2020 年度より特別

管理産業廃棄異物（PCB 廃棄物を除く）の処理（収集・運搬・処分）委託に際し、電子マニフェストの使用が必要となります。

京都大学では、有機廃液や不用薬品、一部の廃棄物において、既に電子マニフェストを使用しています。電子マニフェスト利用により業務の効率化が期待されることや、電子マニフェスト普及拡大に向けた動き（2018 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、2017 年 9 月に 50%であった電子マニフェスト普及率を 2022 年度に 70%に拡大との目標を設定）に鑑み、学内においても、より一層の電子マニフェスト推進が期待されます。

京都大学での電子マニフェスト利用に関する詳細は、2018 年度中に各部局に環境安全保健機構よりお知らせする予定です。ご協力をよろしく願います。

参考：

環境省「Q&A 電子マニフェストの一部義務化等について」

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq\\_mani.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html)